

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	自立支援医療費(精神通院医療)事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉県知事は、自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、IDおよびパスワードによるアクセス制限、利用可能端末を制限する等の対策を講じる。

評価実施機関名

千葉県知事

公表日

令和3年10月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療費(精神通院医療)事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定にかかる事務を行っている。そのうち特定個人情報ファイルを支給認定の決定・変更で使用している。
③システムの名称	精神障害者福祉統合管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療費(精神通院医療)事務に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番84 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条第1号・3号・5号・7号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供 ・番号法第19条第1項第8号 別表第二 項番8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116、 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第7条第3号ホ、第10条第3号ホ、第12条第1号ニ・第4号ニ・第6号ハ・第8号ニ、第14条第1号ニ・第2号ニ、第19条第1号チ・第2号から第6号まで、第27条第1号ロ・第2号ロ、第30条第3号ヲ、第44条第1号チ・第2号から第6号まで、第55条第1号ホ・第6号ハ・第9号ニ、第59条の2第1号ニ・第2号から第5号まで 2. 情報照会 なし ※千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年千葉県条例第1号)にて各市町村(千葉市を除く)が処理することと定めている。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	千葉県精神保健福祉センター
②所属長の役職名	千葉県精神保健福祉センター長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎1階 千葉県総務部審査情報課相談調整班 043-223-4629 ・郵便番号260-0801 千葉県千葉市中央区仁戸名町666-2 千葉県精神保健福祉センター審査課 043-263-3924・3913
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	・郵便番号260-0801 千葉県千葉市中央区仁戸名町666-2 千葉県精神保健福祉センター審査課 043-263-3924・3913

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

